		g　キャップ	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
			②　緩衝材（プラグを含む。）の損傷の有無を調べる。	②　著しい損傷がないこと。
			③　つりワイヤロープの損傷の有無及び取付け長さを調べる。	③　損傷がなく、かつ、長さが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑵　ジブ		別表第１の「1.7　ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　リーダー		別表第１の「1.8　リーダー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　ワイヤロープ		別表第１の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.1.6　油圧装置 4.1.7　操作装置 4.1.8　安全装置 4.1.9　車体関係	⑴　上部旋回体		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　給油脂		別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.1.10　総合テスト			走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.2　油圧パイルドライバー

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
4.2.1　原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.2.2　動力伝達装置 4.2.3　走行装置 4.2.4　制動装置	⑴　上部旋回体	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

4.2.5　作業装置	⑴　油圧パイルハンマー	a　ケーシング	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
			②　ガイドジョーとリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。	②　隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			③　ガイドジョー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
			④　ラムとケーシングしゅう動部の隙間を調べる。	④　隙間が過大又は過小でないこと。
			⑤　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　緩み及び脱落がないこと。
			⑥　ハンマー本体つり上げ用リブ下面の摩耗の有無を調べる。	⑥　著しい摩耗がないこと。
			⑦　つり上げ用ブラケット、フック及びピンの亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。	⑦　亀裂、損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。
		b　ラム	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
			②　ラムとシリンダーとの連結部の亀裂、損傷、変形及び緩みの有無を調べる（シリンダー直結式のものに限る。）。	②　亀裂、損傷、著しい変形及び緩みがないこと。
			③　ワイヤロープの損傷の有無を調べる（ワイヤつり式のものに限る。）。	③　損傷がないこと。
			④　落下高さ検知センサー（鉄片を含む。）溶接部の亀裂及び摩耗の有無を調べる。	④　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
			⑤　Uパッキングの損傷及び摩耗の有無を調べる（ラムピストン式のものに限る。）。	⑤　損傷及び著しい摩耗がないこと。
		c　アンビル、キャップ及びカバー	①　アンビルの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
			②　ラムクッション及びキャップクッションの損傷の有無を調べる。	②　著しい損傷がないこと。